

## 騒音発生施設（設置・変更）について

鉱山（事業場）の名称					
鉱山（事業場）の所在地					
鉱山（事業場）の事業内容					
常時使用する鉱山労働者数					
騒音の防止の方法					
騒音発生施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 （時・分）	使用終了時刻 （時・分）

## 備考

- 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 騒音発生施設の種類欄には、騒音規制法施行令（昭和43年政令324号）別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号及び名称を記載すること。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 騒音発生施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、騒音規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該騒音発生施設の種類については、記載しないこと。
- 5 次の事項を記載した書類を添付すること。
  - （1）騒音発生施設の配置図
  - （2）騒音発生施設の所在する鉱山（事業場）及びその付近の見取図
  - （3）騒音指定区域及び区域の区分を示す図面
- 6 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。